

労働者派遣法に基づくマージン率の公開【令和7年度分】

平成24年10月1日の「改正労働者派遣法」の施行により、派遣元事業主（長野県シルバー人材センター連合会）は、事業年度終了後、派遣先から受け取る派遣料金に占める派遣料金と派遣労働者に支払う賃金の差額の割合（マージン率といいます）の情報公開が義務付けられました。（法第23条第5項）

$$\text{マージン率} = \frac{\text{派遣料金の平均額} - \text{派遣労働者の賃金の平均額}}{\text{派遣料金の平均額（小数点以下一位の位を四捨五入）}}$$

実施事業主名 公益社団法人長野県シルバー人材センター連合会

実施事務所名 公益社団法人塩尻地域シルバー人材センター
399-0734 長野県塩尻市大門四番町7番9号

派遣労働者の数（人）	72
派遣先の数（社）	21
マージン率（%）	20.6%
派遣料金の平均額（円）	12,857
派遣会員の賃金の平均額（円）	10,206
教育訓練に関する事項	派遣就業に必要な各種技能講習等
その他	労災保険加入
	社会保険、雇用保険は加入なし
	※シルバー人材センターが実施する派遣事業は「臨時的かつ短期的（概ね10日程度）、または軽易な業務（概ね20時間以内）」に限定されており、適用対象外になっています。